第3号様式（第6条関係） （大和市新規出店支援事業用）

誓約書

　大和市長　あて

新規出店支援事業の認定申請にあたり、次の事項について誓約し、事実誤認による申請と認識した場合又は虚偽や違反が発覚した場合には、認定事業者の決定取消について了承し、交付された助成金を速やかに返還します。

１．大和市新規出店支援事業者認定申請書の内容及び添付書類等に虚偽がないこと

２．申請物件で申込後３年以上事業を継続する意思があること

3．産業振興のための事業に参加し、協力すること

4．事業所が所在する区域に商店会等が組織されている場合にあっては、当該商店会等への加入に努め、当該商店会等の活動に参加、協力するよう努めること

5．助成金交付後、市の事業に積極的に協力すること

6．出店に際し許認可等が必要な事業を行う場合、営業開始時にはその許認可等を取得してい

　　ること

7．申請物件で行われる事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条第１項及び同条5項に定める事業でないこと※詳細は申請要領をご参照ください。

8．申請物件で行われる事業は、政治活動及び宗教活動でないこと

9．申請物件で行われる事業は、公序良俗に反する営業でないこと

１0．大和市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団又は同条第４号に規定する暴力団員等に関与する者でないこと

１1．法人にあっては、助成金の審査に必要な範囲で、市税の課税・納税情報を照会すること及び役員等が暴力団員でないことを市が神奈川県警察本部に照会することに同意すること

１2．個人事業主にあっては、助成金の審査に必要な範囲で、市税の課税・納税情報を照会すること及び申請者本人が暴力団員でないことを市が神奈川県警察本部に照会することに同意すること

１3．市から要請された際は、事業内容の聞き取りや必要書類の提出に速やかに応じること

１4．提出した事業計画に変更が生じた場合、速やかに市に報告すること

令和　　年　　　　月　　　　日

法人名又は屋号（該当する場合）

法人の代表者役職及び氏名、又は個人事業主（開業予定者）の氏名